

川崎市立下布田小学校 P T A 規約

第一章 名 称

第一条 本会は川崎市立下布田小学校 P T A と称す。

第二章 組 織

第二条 本会は川崎市立下布田小学校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって組織する。

第三章 目 的

第三条 本会は保護者と教職員が協力して学校・家庭・社会における児童の教育効果の向上を図ることを目的とする。

第四章 事 業

第四条 本会は第三条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員としての資質を高めるために必要な事業
- 二 教育的環境の整備充実を図るために必要な事業
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五章 役 員

第五条 本会の役員は次の通りとする。

一 会 長	一名（保 護 者）
二 副会長	若干名（保 護 者）
三 書 記	二名（保護者及び教職員）
四 会 計	二名（保 護 者）
五 監 査	二名（保 護 者）

第六条 役員の仕事は次の通りとする。

- 一 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 二 副会長は会長を補佐し会長不在のときはその職務を代行する。
- 三 書記は本会運営上の庶務を行う。
- 四 会計は経理事務を行う。
- 五 監査は会計の監査を行う。

第七条 役員を選出については次の通りとする。

- 一 役員は候補者の承諾を得て、氏名・児童の学年を公示し十日以内に会員より三分の一以上の異議申し立てがなければ承認とする。
- 二 役員候補者は保護者代表及び教職員代表で構成する選考委員会で推薦する。
- 三 役員選考委員は役員等の候補者にならない。
- 四 次年度に本校に在籍する予定の児童の保護者も役員候補者として推薦できる。

第八条 役員の任期については次の通りとする。

- 一 役員の任期は原則二年とし、同じ職については再任を妨げない。
- 二 監査の任期は一年とし、再任を妨げない。
- 三 役員は引き続いて他の職に選任されることができる。

第六章 機 関

第九条 本会は次の機関をおく。

- 一 総 会
- 二 役 員 会
- 三 運営委員会
- 四 各種委員会

第十条 本会の定期総会是对面形式又は書面(電磁的記録含む)にて年一回開催し、事業計画 及び報告・予算及び決算その他重要事項等の議事を審議する。運営委員会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

- 一 対面形式の総会は全会員の二分の一以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席者(委任状を含む)の過半数の賛成により決定する。可否同数のときは議長が決定する。
- 二 書面形式の総会は、総会の案内の配付をもって成立し、議事は過半数の賛成により決定する。可否同数のときは運営委員会にて決定する。

第十一条 役員会は会長・副会長・書記・会計・監査及び校長・教頭・教務をもって構成し、運営委員会の議案の準備などを行う。

第十二条 運営委員会は役員会構成員及び各種委員会の正副委員長をもって構成し事業の推進にあたる。

第十三条 各種委員会の委員は次に従って選出し委員会ごとに正副委員長を互選する。

- 一 学年委員会 学年から選出。選出人数は学級数の二倍数とする。
- 二 校外委員会 学年から選出。選出人数は学級数と同数とする。

第十四条 各種委員会は必要に応じて開催し事業の執行にあたる。

第七章 会 計

第十五条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第十六条 会費は一世帯あたり月三百円とする。(昭和六十三年三月改正)

第十七条 本会の会計年度は四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終わる。

第八章 附 則

第十八条 本規約に定めるものの他の会務運営に必要な事項は運営委員会において決める。

第十九条 本規約の改廃は総会において出席者の三分の二以上の賛成により行う。

- 第二十条
- 一 本規約は昭和五十四年六月二十八日から施行する。
 - 二 本規約は昭和五十七年五月六日に一部改正する。
 - 三 本規約は平成十三年五月十七日に一部改正する。
 - 四 本規約は平成十五年五月十五日に一部改正する。
 - 五 本規約は平成十七年五月一日に一部改正する。
 - 六 本規約は平成二十二年五月十四日に一部改正する。
 - 七 本規約は平成二十三年三月四日に一部改正する。
 - 八 本規約は平成二十五年五月七日に一部改正する。
 - 九 本規約は平成二十八年三月四日に一部改正する。
 - 十 本規約は平成二十九年五月二日に一部改正する。
 - 十一 本規約は令和三年一月二二日に一部改正する。
 - 十二 本規約は令和三年十二月十四日に一部改正する。